

# 総務委員会

令和8年2月24日(火)  
時分～時分  
第1委員会室

【委員】 沖田委員長、柳楽副委員長、  
戸津川委員、岡本委員、佐々木委員、西田清久委員、川神委員

【執行部】

(総務部) 山根総務部長、末岡総務課長  
(地域政策部) 田中地域政策部長、岸本政策企画課長  
(消防本部) 赤岸消防長、大橋総務課長

【事務局】 森井書記

---

【議題】

- 1 所管事務調査事項について
- 2 3月4日(水)の委員会審査日程等について
- 3 その他
- 4 ぎかいポストに寄せられた意見等への対応について (委員間で協議)
- 5 地域井戸端会のテーマ設定について (委員間で協議)
- 6 重要案件の意見交換会の案件見直しについて (委員間で協議)
- 7 議会による事務事業評価の実施事業選出について (委員間で協議)
- 8 【取組課題】 防災・減災について (委員間で協議)

## 令和8年3月4日（水）10時開催の総務委員会における予定議題

- 1 請願審査
  - (1) 請願第 67 号 令和 7 年 12 月定例会議採択の総務委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願について
  - (2) 請願第 68 号 浜田市公文書管理条例の制定及び公文書管理体制の抜本的改善に関する請願について
  - (3) 請願第 69 号 公文書開示業務の迅速化及び組織的な業務執行体制の構築に関する請願について
  - (4) 請願第 70 号 公文書の改ざん禁止及び不正行為に対する厳正な処分の徹底に関する請願について
  - (5) 請願第 71 号 市民への適切な接遇の確保と公平なカスタマーハラスメント対策に関する請願について
  - (6) 請願第 72 号 市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保と適正手続きの確立に関する請願について
  - (7) 請願第 73 号 不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について
  - (8) 請願第 74 号 産業経済部職員による飲酒事案に係る不透明な処分プロセス及び事実隠蔽の疑いに関する真相究明を求める請願について
  - (9) 請願第 75 号 専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析及び評価の独立性確保を求める請願について
  - (10) 請願第 76 号 市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願について
- 2 議案第 1 号 浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第 2 号 浜田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 4 議案第 10 号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第 11 号 浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第 14 号 浜田市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 7 議案第 15 号 弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 8 議案第 16 号 小国辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 9 同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 10 執行部報告事項
- 11 所管事務調査
- 12 議会による事務事業評価の実施事業選出について（委員間で協議）
- 13 【取組課題】防災・減災について（委員間で協議）
- 14 その他

# 請願書

令和8年2月10日 浜田市議会議長 様

紹介議員 森谷公昭

件名: 令和7年12月定例会採択の総務委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願

【趣旨】 令和7年12月定例会議において、

市ホームページの改善(第6号)、

避難誘導體制の改善(第7号)、防災無線の音質改善(第8号)、

市職員の待遇向上(第9号)、

働き方改革(第10号)、

デマンドタクシーの運行拡充(第16号)、

バス路線の維持(第17号)

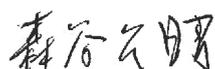
の各請願が採択された。

これら市民の生活基盤に直結する事項が、市長による「善処」の要望を受け、現在どのような状況にあるかを明らかにされたい。

## 【請願事項】

1. 採択された各請願(第6, 7, 8, 9, 10, 16, 17号)の現在の処理経過および実施内容を報告すること。
2. 未実施または検討中の事項については、具体的な実施計画および時期を明らかにすること。

【請願者】 住所: ~~浜田市日脚町~~ 氏名: ~~森谷公昭~~

【紹介議員】 (  )

〒697-0034 浜田市相生町3773-1  
株式会社コムサグリ  
代表取締役 森谷公昭  
TEL 0855-22-2999



# 浜田市公文書管理条例の制定および公文書管理体制の抜本的改善に関する請願書

令和8年2月10日

浜田市議会議長 様

紹介議員 森谷公昭

【請願趣旨】 公文書は、行政の意思決定の過程を記録した市民の共有財産であり、民主主義を支える重要な基盤です。

しかしながら、現在、浜田市においては、スポーツ審議会等の附属機関において施設の必要数などの重要な計画数値が変更されているにもかかわらず、その理由や根拠となる記録が残されていない、あるいは「文書不存在」として開示されないといった事態が頻発しています。

本来あるべき記録が存在しない、あるいは決定のプロセスが不透明であることは、行政の継続性を損なうだけでなく、市民による事後的な検証を不可能にするものです。

また、文書管理のずさんさは、行政への信頼を根底から揺るがす重大な問題と言わざるを得ません。

国においては「公文書等の管理に関する法律」が施行されており、多くの自治体でも独自の公文書管理条例を制定し、意思決定プロセスの透明化を図っています。

つきましては、浜田市においても、文書作成の義務化、適切な保存、および適切な廃棄のルールを明確に定め、市政の透明性を確保するため、下記の通り請願いたします。

## 【請願事項】

1. 意思決定の過程や事務の実施状況を合理的に跡付け、検証できるよう、速やかに「浜田市公文書管理条例」を制定すること。
2. 審議会や各種会議における決定事項の変更理由や根拠等、重要な政策決定プロセスについては、必ず文書を作成し、保存することを義務付けること。
3. 「あるべき文書がない」という事態を防ぐため、文書の発生から廃棄に至るまでの管理体制を抜本的に見直し、職員の意識改革と責任の所在を明確にすること。

## 【請願者】

〒697-0034 浜田市相生町3773-1  
株式会社 コムサグリ  
代表取締役 森谷公昭  
TEL 0855-22-2999



# 公文書開示業務の迅速化および組織的な業務執行体制の構築に関する請願書

令和8年2月10日 浜田市議会議長 様

紹介議員 森谷公昭

【請願趣旨】 公文書の開示請求は、市民の知る権利を保障し、行政の透明性を確保するための重要な制度である。

しかしながら、現在、浜田市における開示決定等の判断において、著しい遅延が発生している事案が見受けられる。

その大きな要因の一つとして、担当部署の責任者(課長等)が判断業務や事務作業を一人で抱え込み、組織としての共同作業や部下への適切な権限委譲が行われていない実態がある。

本来、管理職は組織全体の進行管理に専念すべきであり、特定の個人が業務を停滞させることは、市民に対する行政サービスの低下を招くだけでなく、公文書公開条例の趣旨を没却するものである。

公文書開示業務の遅延は、市民の権利利益を侵害するのみならず、行政への不信感を増大させる結果となる。つきましては、特定の職員の抱え込みを解消し、部署全体で迅速かつ組織的に業務を遂行する体制を整えるよう、下記の通り請願する。

## 【請願事項】

1. 公文書開示請求に対する決定期限を厳守するため、特定の職員(管理職を含む)に業務が集中・停滞しないよう、部下との共同作業や組織的なチェック体制を構築すること。
2. 業務の進捗状況を部内・課内で共有し、属人的な判断による遅延が発生しないよう、標準的な事務処理手順の確立と徹底を図ること。
3. 開示請求が集中した場合や複雑な案件においても、組織全体で柔軟にバックアップし、迅速な開示を実現するための人員配置や業務改善を行うこと。

## 【請願者】

〒697-0034 浜田市相生町3773-1  
株式会社 コムサグリ  
代表取締役 森谷公昭  
TEL 0855-22-2999



# 公文書の改ざん禁止および不正行為に対する厳正な処分の徹底に関する請願書

令和8年2月10日 浜田市議会議員 様

紹介議員 森谷公昭

【請願趣旨】 公文書は、行政の意思決定の過程を記録した市民の共有財産であり、その正確性と信頼性は市政運営の根幹である。

しかしながら、現在、浜田市において公文書の内容を事実と異なる形に書き換える「改ざん」が行われ、かつ、それらに関与した職員が適切な処分も受けずに放置されているという、極めて憂慮すべき事態が見受けられる。

一度作成された文書を、後から都合良く書き換える行為は、市民に対する背信行為であるのみならず、虚偽公文書作成罪等の刑事罰にも抵触し得る重大な違法行為である。こうした不正が「お咎めなし」で通用する組織文化は、行政の公平性と透明性を根底から破壊し、市民の不信感を決定的なものにする。

行政に対する信頼を取り戻すためには、改ざんを絶対的に禁止し、万が一不正が発覚した場合には、関与した職員および監督責任者に対して例外なく厳正な処分を下す体制を確立することが不可欠である。つきましては、下記の通り強く請願する。

## 【請願事項】

1. いかなる理由があろうとも公文書の改ざん、隠蔽、不適切な廃棄を一切許さないことを改めて組織内で周知徹底し、厳格な文書管理体制を構築すること。
2. 公文書の改ざん等の不正行為が発覚した際には、速やかに事実関係を調査・公表し、関与した職員および管理職に対して、市の懲罰規定に基づき厳正かつ公平な処分を断行すること。
3. 不正を隠蔽させない組織文化を作るため、職員が不正を発見した際の内部告発制度の強化や、第三者によるチェック機能を導入すること。

## 【請願者】

〒697-0034 浜田市相生町3773-1  
株式会社 コムサグリ  
代表取締役 森谷公昭  
TEL 0855-22-2999



# 市民への適切な接遇の確保と公平なカスタマーハラスメント対策に関する請願書

令和8年2月10日 浜田市議会議長 様 紹介議員 森谷公昭

【請願趣旨】 現在、浜田市を含む多くの自治体において、いわゆるカスタマーハラスメント(以下「カスハラ」という)から職員を守るための条例制定の動きがある。

しかし、市役所は本来、市民の負託を受け、市民のために奉仕する組織である。

市民が窓口で声を荒らげる背景には、職員の不誠実な対応、知識不足による虚偽の説明、発言を遮る行為、あるいは威圧的・無関心な態度など、職員側に起因する事案が少なくない。

こうした職員の不適切な対応が市民の不満を招き、結果として紛争に発展している側面を無視してはならない。

職員側が原因を作っておきながら、市民の正当な抗議までを「カスハラ」として一律に排除・規制するような条例は、市民の権利を侵害し、行政への信頼を失墜させる恐れがある。

よって、一方的な規制条例に走るのではなく、まずは職員の接遇向上と、トラブル発生時の客観的な事実確認を徹底する仕組み作りを求めるため、以下の通り請願する。

## 【請願事項】

1. カスハラ対策に関する検討を行う際は、市民の言動のみを規制対象とするのではなく、トラブルの端緒となった「職員側の不適切な言動(虚偽説明、遮り、不誠実な態度等)」を厳格に検証する仕組みを併せて構築すること。
2. 職員に対し、市民の声に最後まで耳を傾け、正確かつ誠実な情報提供を行うための徹底した接遇訓練および教育を実施すること。
3. 市民と職員の間トラブルが発生した際、職員側の主観のみで判断せず、第三者的な視点や客観的証拠に基づき公平に判断するプロセスを整備し、正当な批判を行う市民が不当に排除されないよう措置を講じること。

## 【請願者】

〒697-0034 浜田市相生町3773-1  
株式会社 コムサグリ  
代表取締役 森谷公昭  
TEL 0855-22-2999



# 市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保と適正手続きの確立に関する請願書

令和8年2月10日

浜田市議会議長 様

紹介議員 森谷公昭

【請願趣旨】市役所が市民に対し、弁護士を通じて接触禁止を通知したり、法的措置を背景とした警告を行ったりすることは、市民の正当な権利行使を萎縮させる極めて重大な行為である。

このような措置は、本来、市民側に弁明の余地がないほどの著しい違法性や暴力性がある場合にのみ、慎重に検討されるべきものである。

しかしながら、現在、浜田市において、市民が紳士的な態度で、かつ相互の合意のもとに録音を行いながら職員と対話しているにもかかわらず、その対話そのものを理由として、部長会議等の内部判断のみで一方向的に弁護士を通じた排除通告が行われるという、極めて不透明かつ不合理な事案が発生している。

録音内容等の客観的な事実を確認すれば紳士的なやり取りであると判明するものであっても、市側が「特定の市民を排除したい」という意図のみで情報を歪め、内容を精査せずに組織決定を下せる現在のシステムは、公平・公正な行政のあり方から大きく逸脱している。

つきましては、特定の市民が不当に不利益を被ることがないように、外部のチェック機能を含めた適正な手続きを導入することを強く請願する。

## 【請願事項】

1. 市民に対する接触禁止通告や法的措置を検討する際は、当該市民とのやり取りの録音や記録等の客観的証拠を必ず精査し、特定の職員や部署の主観的な報告のみで判断を下さないこと。
2. 部長会議等の政策決定機関において市民の権利を制限する決定を行う場合は、その根拠となった事実関係を議事録に明記し、後日検証可能な透明性を確保すること。
3. 市民を「排除対象」と判断する前に、第三者(弁護士会や外部の有識者委員会等)による公平な審査、あるいは当該市民への弁明機会の付与など、適正手続き(デュー・プロセス)をシステムとして組み込むこと。

## 【請願者】

〒697-0034 浜田市相生町3773-1  
株式会社 コムサグリ  
代表取締役 森谷公昭  
TEL 0855-22-2999



浜田市議会議長  
澁谷 幹雄 様

不当要求行為の認定は、客観的事実および証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正および再発防止を行うよう求める請願

請願者 浜田市国分町 1689-1  
三島 淳寛

紹介議員 森谷 公昭

### 請願の趣旨

地方公共団体が、市民の行為について「不当要求行為」や「強要」に該当すると認定したり、認定を受けて警告書において行為を制限することは、当該市民の請願権、表現の自由、行政に対する質問・意見表明の機会を事実上制限する重大な行政判断である。

そのため、不当要求行為の認定に当たっては、該当性審査の対象となる具体的な事実関係を特定し、客観的な証拠に基づき、法令を遵守した上で判断することが不可欠である。

しかしながら、浜田市においては、強要があったことが分かる文書の開示を求めたところ、当該文書は存在しないとして、文書不存在を理由とする不開示決定がなされている。

また、不当要求行為等防止対策委員会において、報告書等に記載された「強要があった」との事実について、委員会として具体的な事実確認を行ったことを示す記録の開示を求めたところ、当該事実を確認したことを示す記録も存在しないことが明らかとなっている。

よって、市議会において、不当要求行為の認定について、当該認定に問題がなかったか否かについて事実確認を行い、「発生報告者からの意見」で長時間の対応を強要されたとされる令和7年6月5日の通話に係る録音記録（発生報告者が保有している公文書）等、証拠となる記録の確認等、認定に問題がないか検証するよう、執行部に対し求め、その結果、問題が認められる場合には、是正措置および再発防止策を講じるよう働きかけることを求める。



## 請願の理由

浜田市では、これまでに職員から不当要求行為の発生報告等があった場合、不当要求行為等防止対策委員会を開催し、市民の行為について教育委員会職員から「強要があった」として不当要求行為に該当すると認定し、当該市民に対して警告書を送付するとともに、以後市に対する質問や意見の申出を行わないよう求める対応等が行われている。

しかし、この認定については、「いつ、誰に対し、どのような強要が行われたのか」という該当性審査の対象となるべき具体的事実関係を示す記録が一切存在しない事例がある。

具体的には令和7年6月5日の市民からの問い合わせの電話について、浜田市教育委員会職員が不当要求行為発生報告者からの意見として「長時間の対応を強要された」という文書を書き、2回にわたり開催された不当要求行為等防止対策委員会において当該市民の行為が不当要求行為に該当すると認定し、警告書の送付が行われている。

しかし、この令和7年6月5日の電話については、市民と職員が双方録音して通話をすることに合意しており、双方録音開始後に会話が行われている。職員は長時間の対応を強要されたと書いているが、この通話開始から二十数分経ったところで職員から「12時45分」頃までにさせて欲しいと申し出があり、市民は「ありがとうございます。お願いします。」と述べて会話が続いている。そして終了したのが12時46分であった。職員の申し出た時刻に終了しており、さらに時間を延ばすことを強要するような発言も無い。

実際に認定を受けた市民が「強要があったことが分かる文書」の開示を求めたところ、文書不存在を理由とする不開示決定がなされている。

さらに、不当要求行為等防止対策委員会において、報告書等に記載された「強要があった」との事実について、「同委員会が当該強要について証拠を確認した記録」の開示を求めたところ、当該記録も存在しないことが確認されている。

すなわち、強要があったと認定するための根拠となる客観的事実も、委員会が当該強要の記録を確認したことを示す記録も存在しないまま、教育委員会職員の発生報告書と発生報告者からの意見をもとに、相手市民に事実確認も行わないまま、一方的に不当要求行為の認定および警告書の送付による行為の制限が行われている。

また、当該市民を対象として、電話や窓口対応の開始時刻、終了時刻、対応内容等を記録し、複数の課で共有する「対応記録」というファイルが作成され、ファイル共有システムで運用されていたが、これらの記録には会話の具体的内容は記載されておらず、不当要求行為の該当性を判断する根拠資料とはなり得ないものである。

それにもかかわらず、問い合わせの回数や時間といった形式的な情報のみが、不当要求行為の認定に利用されている。

この市民はこうした状況を、不当要求に関する対応を自治体に指導したり裁判で自治体側の弁護実務を担当している専門性の高い弁護士に相談したところ、「こんな荒い認定はみたことがない。普通はいつ、誰に対して、どのように不当な要求をしたのかという具体的事実を行政が記録し、該当性審査を行う。文書不存在というのは対象となる事実が確認できない状態。訴訟のリスクを考えなかったか、リスクを承知で遮断を優先したとしか思えない。」という意見であった。

市民が行政に対して不明点を問い合わせたり、条例や法令に沿った対応であるかを確認したりすることは、正当な権利行使であり、不当要求行為には該当しない。

このような状況は、特定の市民の問い合わせや意見を遮断するために、不当要求行為の認定が用いられているとの疑念を生じさせるものである。

なお、当該市民は、本件不当要求行為の認定および警告を受けたことにより、著しい精神的苦痛を受け、医師から精神疾患を患っているとの診断を受け、現在も通院加療を要する状態にある。

このように、市民の心身に重大な影響を及ぼす結果を生じさせていることから、当該認定の妥当性について、客観的事実および証拠に基づく検証と、認定に問題がある場合、是正と再発防止が不可欠である。

## 請願事項

1. 教育委員会職員の書いた不当要求行為発生報告書や発生報告者からの意見をもとに令和7年に不当要求行為として認定された事案について、当該認定に問題がなかったか否かを検証するため、認定の経緯の確認や令和7年6月5日の通話に係る録音記録の内容を含む、証拠となる記録の確認を行うなど、事実確認を行うこと。
2. 前項の事実確認の結果、認定に問題があると認められる場合には、当該認定の是正を行うとともに、同様の事案が再び生じることのないよう、再発防止策を講じること。

以上について執行部に働きかけて下さいますようお願いいたします。よろしくお願ひ申し上げます。

令和8年 2月 10日

浜田市国分町 1689-1  
三島 淳寛

# 産業経済部職員による飲酒事案に係る不透明な処分プロセス及び事実隠蔽の疑いに関する真相究明を求める請願書

令和8年2月10日

浜田市議会議長 様

紹介議員 森谷公昭

【請願趣旨】 行政職員による飲酒運転等の不祥事は、市民の安全を脅かし、行政への信頼を根底から失墜させる重大な背信行為である。通常、こうした事案が発生した際には、厳正な懲戒処分(停職等)が下され、名前は非公表であっても「処分一覧」等を通じて市民に周知されるのが当然のルールである。しかしながら、平成30年12月26日付の「職員の処分について」とされる文書において、産業経済部の職員による飲酒関連事案と推測される 黒塗り記録が存在するにもかかわらず、同時期およびその前後の公式な処分一覧や新聞公報には、該当する産業経済部職員の処分記録が一切存在しないという不可解な事実がある。消防職員等の飲酒事案では厳格に処分・公表がなされている一方で、特定の部署の職員のみが事故届の提出も回避し、正規の処分プロセスや公表から意図的に外されているとすれば、これは行政による組織的な「隠蔽」と言わざるを得ない。不公平かつ不透明な身内への甘い対応は断じて許されるものではない。つきましては、議会が強い自浄作用を発揮し、本件の真相を究明することを強く請願する。

## 【請願事項】

1. 平成30年12月前後に発生した産業経済部職員の飲酒事案について、事故届の有無、具体的な処分の内容(口頭注意で済まされていないか等)、及び処分一覧に記載されなかった理由を全容調査すること。
2. 当該事案において、法令や市の規定に基づいた適正な処分がなされたか、また特定の政治的判断や組織的配慮によって事実が伏せられた形跡がないか、徹底した再調査を行うこと。
3. 本件のような「記録に残らない処分」が他にも存在しないか、過去の不祥事対応を検証し、市民に疑念を持たせない公明正大な公表基準を再確立すること。

## 【請願者】

〒697-0034 浜田市相生町3773-1  
株式会社 コムサグリ  
代表取締役 森谷公昭  
TEL 0855-22-2999



浜田市議会議長  
澁谷 幹雄 様

## 専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析および評価の独立性確保を求める請願

請願者 浜田市国分町 1689-1  
三島 淳寛

紹介議員 森谷 公昭

### 請願の趣旨

浜田市が専門的知見を要する調査・分析・検討業務を外部に委託する場合、その目的は、受託者による独立した分析および評価を通じて、政策判断の妥当性を高める点にある。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業において、受託者による分析および評価の領域に、市が踏み込む形で関与しているのではないかとの疑義が生じている。

よって、市議会において、専門的知見を要する調査・検討業務の委託に関し、分析および評価の独立性が確保されるよう、執行部に対し、必要な措置を講じるよう働きかけることを求める。

### 請願の理由

専門的知見を要する調査・検討業務の委託は、市が自らの判断だけでは得られない視点や分析を取り入れるために行われるものであり、受託者が独立した立場から分析および評価を行うことが前提となる。

ところが、市の予算を用いた一部の委託事業、例えば、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の在り方に関する調査検討業務を三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社に委託した事例において、調査検討業務の実施過程で、市が受託者による分析および評価の内容に介入し指示しているのではないかと受け取られかねない状況が確認されている。

具体的には、市が、コンサルの報告書案に対し、「○利用者アンケート集計結果の全体的なまとめとして以下のような記述を盛り込めないか。「現状のスケート場は、市外からの利用者は比較的多いものの、宿泊や観光施設の利用にはつながっておらず、経済効果は薄い。また、市外からの家族での利用が多く、市内の若者や子育て世代など市民のための施設として有効に機能していない。」」と分析や評価の記述の追加を求めたり、「中高生のアンケート結果では、「スケート場として残す」が過半数であった。その一方で 39 歳以下の若者は、過半数がスケート場以外の施設として整備す



ることを望んでいる。」というような表現を追記する。」と指示している。また、スケート場利用者アンケートについての自由意見を載せた特定のページ（毎年利用しているとの感謝の意見、大会で広域から参加しているとの意見、存続を求める意見など）を削除する検討を受託者に求め、受託者である三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社がこれらの要請に応じて成果品の修正を行ったことを示す記録が確認されている。

また、本来は成果品を受領した後に、市がその内容も参考に検討・判断するはずの方針について、調査検討業務の途中段階において、市の思いは機能転用の方針であると受託者に伝達した上で報告書の修正を指示していることも市職員からコンサルへの令和5年11月21日のメールで確認されている。

これらのやり取りは、市が委託したはずの分析および評価の内容そのものに直接介入し、市の方針を反映する報告書を、受託者とともに作成していたとも受け取れる状況を示すものである。

このような形で調査・検討業務が進められた場合、当該委託業務は、複数の選択肢を公正中立に比較・検討するための客観的な専門調査とは言い難く、市の意向を前提とした結論誘導的な作業となるおそれがある。

市の予算を用いて実施される調査・検討業務が、真に客観的で専門性のある成果を生み出すためには、分析および評価の領域と、市が成果品受領後に行うべき検討・判断の領域とを明確に区分し、受託者の分析および評価の独立性を確保することが不可欠である。

## 請願事項

1. 市の予算を用いて専門的知見を要する調査・分析・検討業務を委託するに当たっては、市による関与は、事実関係に関する情報提供や、誤字・脱字、表記ゆれ等の形式的事項の指摘に限定されるべきであり、分析や評価の手法、評価内容について、市が修正を求めたり、追記や削除を求めたりすることは行わないことを明確にすること。
2. 調査・検討業務の実施過程において、市が本来成果品の受領後に検討・判断すべき市の方針を、業務の途中段階で受託者に伝達していないか、また、分析や評価の記述内容に直接関与していないかについて、必要に応じて検証を行うこと。
3. 今後、専門的知見を要する調査・検討業務の委託において、分析および評価の独立性が損なわれることのないよう、必要な再発防止策を講じること。

以上について執行部に働きかけて下さいますよう請願いたします。よろしく願い申し上げます。

令和8年 2月 10日

浜田市国分町 1689-1  
三島 淳寛

浜田市議会議長  
澁谷 幹雄 様

## 市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願

請願者 浜田市国分町 1689-1  
三島 淳寛

紹介議員 森谷 公昭

### 請願の趣旨

浜田市が市の予算を用いて実施する委託事業においては、完成した成果物を受領した上で内容の検査を行い、業務仕様書や契約書に定められた内容に照らして不備がある場合には、修正や補完等を求め、その結果を踏まえて公金が支出されることが前提となっている。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業においては、成果物について検査が実施されたこと自体を客観的に確認できる記録が存在しない事例が確認されている。

このような状態では、「当該委託事業が契約内容に基づき適正に履行されたことをどのように確認したのか」を事後的に検証することが困難となっており、公金支出の妥当性や市民に対する説明責任が十分に果たされているとは言い難い。

よって、市議会において、市の予算を用いた委託事業に関する成果物検査の実施状況を客観的に確認できる記録の作成および保存を徹底するため、必要な具体的措置を講じるよう、執行部に働きかけることを求める。

### 請願の理由

委託事業における完了検査は、受領した成果物の内容が、業務仕様書や契約書に定められた内容を満たしているかどうかを確認し、不備がある場合には修正等を求めるための、基本的かつ不可欠な手続である。

調査・分析・検討といった専門的知見を要する業務の委託においても、成果物の内容が契約内容に適合しているか否かを判断するため、検査が実施されたかどうか、どのような観点および方法で検査が行われたのかを、客観的に確認できる形で記録として残すことが強く求められる。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業、例えば、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の在り方に関する調査検討業務においては、市は契約上の成果品ではなく、成果品（契約上は紙媒体2部とCD-R）納品前の「報告書（案）」をデータで受け取りそのデータを検査したと説明しており、成果品について検査が実施されたこと自体を客観的に確認できる記録が存在しない。そしてそのデータをいつ誰が何に照ら



して検査したのかを示す記録も存在しない。にもかかわらず、令和5年12月8日に未受領（実際には令和5年12月15日受領）の成果品について「納品があった。検査の結果問題ない。合格とされますか。」という内容の起案が作成され、この起案に添付された納品書（報告書2部、報告書概要版2部、上記成果品等に係る電子媒体1部とある）には令和5年12月8日の受領印が押され、12月15日に教育部長が合格を決裁している。

このような状況では、どのように当該成果物に不備がないと判断したのか、あるいは不備があったにもかかわらず修正を求めなかったのか、あるいは成果品の検査は行っていないのかといった点を後日検証することが極めて困難となり、結果として、契約内容を十分に満たしていない成果品に対して公金が支出されるおそれを否定できない。事実この三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の事例では、業務仕様書で定めた複数の内容（周辺自治体におけるアイススケート場の需要調査、照明設備の更新コストを含めた将来収支シミュレーションの作成、実現可能性の観点からの比較検討）が履行されていない。

また、検査の実施を客観的に確認できる記録が存在しないことは、委託事業の透明性および公正性を損なうのみならず、議会や監査による将来的な検証を妨げる結果を招きかねない。

市民の信頼を確保し、市の財務運営の適正性を担保するためにも、市の予算を用いた委託事業について、成果物検査の実施状況を客観的に確認できる記録を作成し、これを適切に保存する体制を整備することが不可欠である。

## 請願事項

1. 市の予算を用いた委託事業について、受領した成果物に対する検査に関し、検査が実施されたことを客観的に確認できる記録（検査者、検査日時、検査方法、検査基準、不備の有無および対応内容等）を作成し、これを適切に保存する体制を整備すること。
2. 過去に実施された委託事業についても、成果物に対する検査について、検査が実施されたことを客観的に確認できる記録が存在しない事例が確認できた場合には、その状況を整理・検証し、必要な改善措置を講じること。
3. 今後、成果物に対する検査について、実施された検査の内容を客観的に確認できる記録が存在しないまま公金支出が行われることのないよう、市として再発防止策を講じること。

以上について執行部に働きかけて下さいますようお願いいたします。よろしく申し上げます。

令和8年 2月 10日

浜田市国分町 1689-1  
三島 淳寛